

# 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱

平成14年3月27日付13農振第3438号  
最終改正 平成18年3月31日付17農振第2011号

各 地 方 農 政 局 長  
国 土 交 通 省 北 海 道 開 発 局 長  
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長  
北 海 道 知 事  
殿

農林水産事務次官

## 第1 趣 旨

農業及び農村の健全な発展を期するためには、生産性の高い農業の実現を目指すとともに、活力ある農村社会の形成を図ることが緊要である。しかし、近年の農村社会における混住化の進展、生活様式の高度化、農業生産様式の変化等、農業及び農村を取り巻く状況の変化により、農業用排水の汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大、悪臭の発生等、農業生産環境及び農村生活環境の両面に大きな問題が生じている。また、循環型社会の構築が21世紀の我が国の最も重要な政策課題の一つとなる中、農業集落排水施設から排出される汚泥や処理水の循環利用についても、今後一層の対応が必要な状況にある。

このため、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水又は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等を整備し、もって生産性の高い農業の実現、活力ある農村社会の形成及び循環型社会の構築に資するものとする。

## 第2 農業集落排水資源循環統合補助事業の内容等

- 1 事業実施主体は、都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合その他農業者等が組織する団体であって、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める要件を満たしているものとする。

ただし、2に定める農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号・自治準企第90号農林水産事務次官・自治事務次官依命通知。以下「緊急要綱」という。）に基づく農業集落排水緊急整備事業（以下「緊急事業」という。）の事業実施主体は、市町村に限るものとする。

- 2 事業の内容は、汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築並びに緊急要綱に基づく処理施設の整備とする。

ただし、市町村又は一部事務組合が、汚水若しくは雨水を処理する施設又は当該施設と一体的に整備する汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備を実施する場合は、地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が特に認める場合を除き、沖縄県、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき指定されている地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に基づき指定されている区域、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2第1項に規定されている地域、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に基づき指定されている地域、有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律（平成14年法律第120号）第2条に規定されている地域及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定されている区域に限るものとする。

- 3 事業実施主体は、市町村が作成する農業集落排水整備計画及び農業集落排水資源循環促進計画に即して、農業集落排水資源循環統合補助事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これに基づき事業を実施するものとする。

また、第4の1の規定に基づき農業集落排水総合対策計画が作成された場合、事業実施主体は、農業集落排水整備計画及び農業集落排水資源循環促進計画のほか、農業集落排水総合対策計画に即して、事業計画（第6の6の規定に基づく農業集落排水資源循環統合補助事業及び浄化槽市町村整備推進事業又は個別排水処理施設

整備事業に関する連携計画（以下「連携計画」という。）が策定された場合には事業計画及び連携計画）を作成し、これに基づき当該事業を実施するものとする。

### 第3 整備計画

- 1 農業集落排水整備計画（以下「整備計画」という。）は、市町村長が都道府県知事と協議して作成するものとする。
- 2 整備計画は、原則として、市町村のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）全域を対象として作成するものとする。
- 3 整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 整備の基本構想
  - (2) 整備の計画構想図
- 4 市町村長は、整備計画を作成しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律第8条及び第9条に規定する農業振興地域整備計画並びにその他の地域計画との調和に配慮するものとする。
- 5 整備計画の重要な部分の変更を行う場合には、1の規定を準用するものとする。

### 第4 総合対策計画

- 1 市町村長は、農業用排水に係る水利系統がおおむね一体であり、総合的な排水対策を実施することにより、水質保全がより効率的に図られると認められる整備区域内の区域を対象として農業集落排水総合対策計画（以下「総合対策計画」という。）を作成することができる。ただし、市町村長の要請により、総合対策計画の地域的な広がり、内容等を勘案し、都道府県知事が作成する場合はこの限りではない。
- 2 総合対策計画は、整備計画に即したものでなければならない。
- 3 総合対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 総合対策計画の区域及び基本方針
  - (2) 水質保全に関する事項
  - (3) 総合的な排水対策に関する基本的事項
  - (4) その他必要な事項
- 4 都道府県知事は、市町村長から、農村振興局長が別に定める様式による整備計画及び総合対策計画の概要表を添付して総合対策計画を作成したい旨の申請があったときは、総合対策計画承認申請書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 5 市町村長は、1の規定に基づき総合対策計画を作成する場合には、土地改良区、農業協同組合その他関係団体の意見を聴くものとする。
- 6 都道府県知事は、1のただし書の規定に基づき総合対策計画を作成する場合には、当該整備計画及び総合対策計画の概要書を添付して総合対策計画承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。
- 7 都道府県知事は、前項の場合には、市町村長の意見を聴くものとする。この場合において、市町村長はあらかじめ土地改良区、農業協同組合その他関係団体の意見を聴くものとする。
- 8 地方農政局長は、4又は6の規定による申請を審査し、総合対策計画が次の要件のすべてを満たすと認めるときは、当該総合対策計画を承認し、その旨を都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。
  - (1) 総合対策計画が、総合対策計画区域の農業用排水の水質保全及び農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善に資すると認められること。
  - (2) 総合対策計画に盛り込まれる総合的な排水対策が技術的にみて実施可能であり、かつ実施の見込みがあること。
- 9 総合対策計画の承認の通知を受けた都道府県知事は、総合対策計画を作成したい旨の申請をした者に承認の決定を通知するものとする。
- 10 総合対策計画の重要な部分の変更を行う場合には、4から9までの規定を準用するものとする。

### 第5 資源循環促進計画

- 1 農業集落排水資源循環促進計画（以下「資源循環促進計画」という。）は、市町村長が作成するものとする。
- 2 資源循環促進計画は、原則として、整備計画区域全域を対象として作成するものとする。
- 3 資源循環促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 農業集落排水汚泥処理の現状
- (2) その他の有機物資材の処理の現状
- (3) 農業集落排水汚泥等の循環利用に関する基本方針
- (4) 対象となる農業集落排水汚泥等
- (5) 農業集落排水汚泥等の再生資源化に関する計画
- (6) 再生資源の利用に関する計画
- (7) 再生資源の利用促進方策
- (8) 農業集落排水汚泥等の循環利用スケジュール
- (9) 農業集落排水処理水の循環促進に関する考え方

## 第6 事業計画

- 1 事業計画は、原則として、事業実施主体となる者が作成するものとする。ただし、事業実施主体となる者の要請により、事業の規模、内容等を助案し、都道府県知事が作成する場合は、この限りでない。
- 2 事業計画は、主として連続した農業集落の領域であって、社会的・歴史的・地理的条件、土地利用及び水利利用の状況、住民の日常の生活圏域、住民の意識等からみて一体と考えられる区域（以下「集落圏」という。）を対象として作成するものとする。ただし、総合対策計画が作成された場合にあっては、総合対策計画が作成された区域であって、集落圏と一体的に整備することが相当と認められる区域を対象に含めることができる。
- 3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 事業の目的
  - (2) 事業計画区域の範囲
  - (3) 工事計画
  - (4) 費用の総額及びその内容
  - (5) 事業実施主体
  - (6) 費用負担の方法
  - (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
  - (8) 資金計画
  - (9) 工期
- 4 事業計画は、集落圏における農業生産基盤、農村生活環境基盤等との調和に配慮して定めるものとする。
- 5 当該事業計画の作成に当たり必要がある場合には、農業集落排水資源循環統合補助事業の実施に関する施設の管理者及び関係都道府県の担当部局と協議調整を図るよう努めるものとする。
- 6 当該事業計画の作成に当たり、環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業又は総務省所管の個別排水処理施設整備事業と連携して農業集落排水資源循環統合補助事業を実施することが効率的と認められる場合には、連携計画を作成するものとする。
- 7 連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 対象地域の範囲
  - (2) 事業の概要
  - (3) 浄化槽市町村整備推進事業又は個別排水処理施設整備事業の概要
  - (4) 費用の総額及び負担方法
  - (5) 施設の予定管理者
  - (6) 家屋間の最大距離

## 第7 事業の実施

- 1 都道府県知事は農業集落排水資源循環統合補助事業を実施しようとするときは、農村振興局長が別に定める様式による整備計画（第4の1の規定に基づき総合対策計画が作成された場合には、整備計画及び総合対策計画。以下同じ。）、事業計画（第6の6の規定に基づき連携計画が策定された場合には、事業計画の概要表及び連携計画。以下同じ。）及び資源循環促進計画の概要表を添付し、事業実施採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第2に定める農業者等が組織する団体から、農村振興局長が別に定める様式による整備計画、資源循環促進計画及び事業計画の概要表並びに事業計画書を添付して農業集落排水資源循環統合補助事業を実施したい旨の申請があったときは、事業計画について承認を行った上で、当該整備計画、資源循環促進計画及び事業計画の概要表を添付して事業実施採択申請

書を地方農政局長等に提出するものとする。

- 3 地方農政局長は、1及び2の規定による申請書並びに申請書に添えて提出された整備計画、資源循環促進計画及び事業計画の概要表を審査し、かつ、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは農業集落排水資源循環統合補助事業実施の採択を決定し、その旨を都道府県知事（北海道にあっては北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。なお、農業集落排水資源循環統合補助事業の実施の採択の通知を受けた都道府県知事は農業集落排水資源循環統合補助事業を実施したい旨の申請をした者へ採択の決定を通知するものとする。
- 4 市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合又は第2に定める農業者等が組織する団体が事業計画の重要な部分の変更を行うときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。なお、この場合、従前の農業集落排水事業等実施要綱（昭和58年4月4日付58構改D第271号）に基づく事業にあっては、事業計画において新たに工期を定めるものとする。
- 5 都道府県知事は、重要な部分の変更を行った際及び4の承認を行った際には、速やかに地方農政局長に報告するものとする。

#### 第8 指導推進

- 1 都道府県知事は、整備計画、資源循環促進計画及び事業計画の作成並びに農業集落排水資源循環統合補助事業の実施の適切かつ円滑な推進のための技術的な助言、指導その他の所要の援助を講ずるものとする。
- 2 市町村長は、事業実施主体が事業計画の作成及び農業集落排水資源循環統合補助事業の実施に当たり、その円滑な推進を図るために、関係行政機関、農業団体等と密接な連携を保つとともに、集落懇談会を随時開催することにより健全な集落地域社会の形成を促進するよう努め、男女共同参画社会の形成を図るための女性の参画促進についても配慮するものとする。

#### 第9 助成

- 1 国は、予算の範囲内で本事業に関連して必要となる経費について、別に定めるところにより、事業実施主体などに助成する。
- 2 農業集落排水資源循環統合補助事業の実施に関し、必要な資金については、次に掲げるところにより、農林漁業金融公庫資金又は農業近代化資金の融通を受けることができるものとする。
  - (1) 農林漁業金融公庫資金の貸付条件は農林漁業金融公庫の業務方法書の定めるところによるものとする。
  - (2) 農業近代化資金の貸付条件は農業近代化金融通法（昭和36年法律第202号）及び農業近代化金融通法施行令（昭和36年政令第346号）に定めるところによるものとする。

#### 第10 委任

農業集落排水資源循環統合補助事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

#### 第11 附則

- (1) 従前の農業集落排水事業等実施要綱に基づく事業の実施に当たっては、本要綱を準用するものとする。
- (2) 「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱の制定について」の施行に伴い、「農業集落排水事業等実施要綱（昭和58年4月4日付58構改D第271号農林水産事務次官依命通知）」を引用し、従前に実施した事業及び当該事業の実施により整備された施設を規定している農林水産事務次官依命通知以外の農林水産事務次官依命通知にあっては、「農業集落排水事業等実施要綱（昭和58年4月4日付58構改D第271号農林水産事務次官依命通知）」をすべて「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）」と、「農業集落排水事業等実施要綱」をすべて「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱」と読み替えるものとする。